

千代田区主任介護支援専門員研修受講者推薦基準

1 目的

この基準は、千代田区(以下「区」という。)において、東京都主任介護支援専門員研修終了後、地域の介護支援専門員が実際に直面している問題を把握し、適切な指導・助言を行うことができ、また、地域における包括的・継続的なケアシステムを実現するために必要な情報の収集・発信、事業所・職種間の調整や、さらに事業所における人事・経営管理、利用者の視点にたつてフォーマルサービスやインフォーマルサービスの質・量を確保し、改善していくような提案などを行うことができる者を東京都(以下「都」という。)へ推薦するための基準について以下のとおり定める。

2 推薦基準

下記(1) 必須要件及び(2) 任意推奨要件等に該当しかつ、総合的な活動状況等が推薦するに相応しいと区が認めた者。

(1) 必須要件

ア 事業所の要件(いずれも)

- (ア) 事業所の实地調査(都、保険者の实地指導等)の結果に特に問題がなく、指導等が終結していること。
- (イ) 区が実施する集団指導に参加していること。

イ 受講を希望する介護支援専門員の要件(いずれか2つ以上)

- (ア) 都の定める受講要件を満たし、提出書類に不備のないこと。
- (イ) 千代田区所在の事業所において介護支援専門員実務経験が2年以上あること。
- (ウ) 地域包括支援センター又は関係機関と連携し、虐待など困難事例等のケアマネジメントを担当したことがあること。
- (エ) 当該研修終了後、最低1年間は、引き続き千代田区内で働く予定があること。
(主任介護支援専門員として、地域で活動する意志があるかどうか。)

(2) 任意推奨要件(いずれか)

- ア 千代田区介護サービス推進協議会に加入し、主催する会議や研修会等に過去2年間のうち3回以上出席していること。
- イ 勤務する事業所において、3年以上の実務経験年数があり、かつ指導的な立場(役職)にあること。
- ウ ちよだケアマネ連絡会に加入しており、2分の1以上出席していること。
- エ その他区が特に必要があると認める場合。

3 選考（審査）

審査は、提出書類等により、推薦を受けようとする者の考え方や資質等を十分に確認した上で、都へ推薦する。

4 研修修了後の協力

推薦を受けようとする者及び事業所は、区の推薦を受けて東京都主任介護支援専門員研修を修了し、名簿登録された場合は、区が行う事業の派遣依頼や困難事例等の受け入れについて協力をする事。

5 情報の非開示

この基準による研修受講の推薦者及び研修受講希望者に係る推薦の有無に関する情報は、推薦に係る事務の執行のために東京都に提出する場合その他条例の規定により開示する場合を除き、開示しない。